



西中の風

～ 継続と徹底～

伊丹市立西中学校長

垣内 修

今後の『学校の新しい生活様式』について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動に対しまして、ご理解・ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、癸卯(みずのと)の年も二ヶ月近くが過ぎ、もうすぐ3月を迎えようとしています。一年前の今頃を振り返りますと、オミクロン株が猛威を振るう「第6波」の中、令和4年1月25日「まん延防止等重点措置」が兵庫県の他、全18道府県に追加が決定された時期でした。

しかし、「新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを今年の5月に季節性インフルエンザと同等の『5類』に引き下げる」と今年の1月20日の報道で一斉に流れました。引き下げによる影響として、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限がなくなることや、感染者で7日間、濃厚接触者で5日間の待機期間がなくなること、法的位置付けに基づく措置ではないものの、屋外だけでなく屋内でも症状のある人などを除いてマスクは原則不要とする方向で検討される模様です。

これまで学校では、文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」や、県・市の通知に基づき、伊丹市の学校園では感染症防止対策を講じ、教育活動に取り組んできています。

文科省通知では、「登下校や体育の授業ではマスクの着用は不要だが、人との距離が取れないときはマスクを着用」としながらも、本校では個々の生徒の心身の事情や状況により、着脱が困難な場合を除いて、生徒がマスクを着用しているのが実情です。また、感染対策としてのマスク着用が日常となり定着しているため、マスクを外すことに恥ずかしさや抵抗を感じる気持ちから、着用を続ける生徒も出てくるのではないかと考えられます。「マスクの着用・手洗い(手指消毒)・人との距離・部屋の換気・密を避ける」等の感染症防止対策に取り組んでいますが、今後、4月あるいは5月以降に生活様式が大きく変わる可能性も出てきました。

『5類』への移行について、それぞれ人々の受け止め方は異なると思います。率直な思いとして、学校や家庭、職場でこれまで取り組んできた感染対策が、これで急に変わるとは思えず、既に3年を超えている新型コロナウイルスとの長い闘いが、これで終わる訳ではなく、未知のウイルスの感染力が弱くなったとも思えません。

学校では、現在の感染対策を継続しながら、今後も情報収集に努め、「生徒および教職員の安心・安全」を第一に、これからも取り組んでまいりたいと考えています。

卒業証書授与式のマスクの取り扱いについて

卒業式のマスクについて、連日、報道されてきましたが、先日、伊丹市教育委員会から『児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。』旨の通知(裏面に掲載)が届きました。

卒業式の教育的意義を考慮し、「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え」として、文科省の通知、それを基にした県教育委員会の通知、それを基にした伊丹市教育委員会の通知「卒業証書授与式のあり方について」の3つがセットになって届きましたが、国から市まで、ほぼ同じ内容となっており、全国一律このように対応していくのではと想像し

ます。ただ、「マスクの着脱を強いることのないように」「児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないように」と強調されているように、ここの部分が、とても大切だと思います。ご家庭におかれましても、卒業式の式典におけるマスクの着脱について、親子で、よく話し合ってくださいましたらと思います。

令和5年1月20日付 文部科学省 通知(一部を抜粋)

また、2月10日付け政府対策本部決定においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

令和4年度 卒業証書授与式のあり方について(市教育委員会)

令和5年2月16日
伊丹市教育委員会新型コロナウイルス
感染症対策本部会議

令和4年度 卒業証書授与式のあり方について

- 1 方針 十分な感染症対策を実施した上で行う。
 - ・ 60分程度を目安とする。
- 2 実施場所 体育館
- 3 基本的な考え方
 - ① 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
 - ② 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要とする。
ただし、学校の規模や状況に応じて入場制限を行うことがある。
- 4 参加者
 - ① 卒業生、保護者、来賓とする。
 - ② 在校生は、送辞を行う児童生徒のみ参加とする。
- 5 実施内容
 - ① 卒業証書授与、学校長式辞、在校生送辞、卒業生答辞、国歌・校歌演奏とする。
 - ・ 送辞、答辞は、密集しない形での実施に限る。
 - ・ 国歌・校歌等の斉唱や合唱、卒業生全員による呼びかけ等は行わない。
 - ② 祝電披露は、市長、議長、教育長のみとする。
- 6 留意事項
 - ① 換気対策機器の活用等による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じる。
 - ② 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。児童生徒・教職員の座席間はパイプ椅子1脚程度の距離を確保する。
 - ③ 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
 - ④ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
 - ⑤ 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や情報発信を行う。
 - ⑥ 幼稚園・認定こども園・保育所(園)の卒園式における小学校就学前の幼児については、これまででもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照する。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じる。
- 7 その他 令和5年度入学式、入園式は、令和4年度卒業証書授与式に準ずる。

※ 感染状況の変化によっては、上記内容を変更することがある。

※ 卒業生・保護者の方の座席はパイプ椅子1脚程度の距離を確保し、十分な感染症防止対策を実施いたします。本校体育館の規模や状況を考慮し、保護者の方は各家庭2名まで、また、来賓は本校PTA会長及び学校運営協議会会長、市教育委員会のみとさせていただくことといたしましたので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。